

# 農林水産省防災業務計画

	昭和38年9月6日付け38総第915号
農林事務次官依命	通知
修正	昭和48年5月18日48総第422号
修正	昭和53年7月5日53文第261号
修正	昭和55年2月5日55総第87号
修正	昭和55年7月19日55総第503号
修正	昭和61年1月14日60総第917号
修正	平成8年1月17日7総第890号
修正	平成10年8月3日10総第385号
修正	平成11年3月1日11総第130号
修正	平成12年4月1日12総第130号
修正	平成12年6月16日12総第295号
修正	平成13年1月6日12総第699号
修正	平成13年7月10日13経営第1017号
修正	平成14年6月6日14経営第990号
修正	平成15年6月30日15経営第1483号
修正	平成16年5月21日16経営第524号
修正	平成18年6月30日18経営第1499号
修正	平成19年3月30日18経営第6831号
修正	平成19年6月14日19経営第1310号
修正	平成20年10月1日20経営第3514号
修正	平成22年3月1日21経営第5955号
修正	平成23年8月31日23経営第1616号

## 第1編 総則

### 第1章 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき農林水産省がその所掌事務につき、防災に関し講じるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項を定めて災害等を未然に防止し、又は災害等が発生した場合における対策の迅速かつ適切な実施を図ることを目的とする。

### 第2章 実施方針

#### 第1節 総合的な防災活動等の推進

この計画の実施に当たっては、関係行政機関、地方公共団体その他関係公共機関等の行う防災活動との調整を図るとともに、防災情報を共有し、総合的な防災活動及び災害対策の推進に寄与するように努めるものとする。

#### 第2節 危機管理体制の整備

災害時において迅速かつ適切な対応策を講じ得るよう、非常参集体制、役割分担等をあらかじめ定めるとともに、情報収集ルート多重化、関係機関との連携等危機管理体制の整備を図るものとする。

#### 第3節 災害に強い国土と農林水産業に係る基盤の整備

治山事業、保安林整備管理事業、森林整備事業、地すべり防止事業、農業農村整備事業、海岸事業、水産基盤整備事業等の計画的な実施により、災害に強い国土と農林水産業に係る基盤の整備を図るものとする。

#### 第4節 食料等の供給体制の整備

災害時に応急用食料（飲料を含む。以下同じ。）等農林水産省の所管に係る物資を円滑に調達・供給するための体制整備を図るものとする。

#### 第5節 応急措置等の実施

災害時の応急措置、二次災害防止措置、災害復旧措置等について、迅速かつ適切に実施するものとする。

### 第3章 災害に関する組織・体制

#### 第1節 情報収集・連絡体制

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、各局庁は、直ちにその旨を災害担当部局に報告するものとし、災害担当部局においては、災害に関する情報収集・連絡体制を速やかに整備するものとする。

特に著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合又は発生するおそれを認知した場合は、内閣情報調査室その他関係省庁等に対しその旨を報告するものとする。

#### 第2節 農林水産省災害対策本部等の設置

##### 1 農林水産省災害対策本部等の設置

###### (1) 農林水産省災害対策本部の設置

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、農林水産業に係る災害対策を総合的に講じる必要があるとき又は応急用食料等農林水産省の所管に係る物資を緊急に調達・供給する必要があると認められるときには、別に定めるところにより農林水産省災害対策本部を設置するものとする。

なお、震災等により農林水産本省の機能が停止した場合には、あらかじめ指定した災害対策実施拠点となりうる本省の代替施設（以下「第2防災拠点」という。）において、農林水産省災害対策本部の事務を実施するものとする。

###### (2) 地方災害対策本部の設置

地方農政局、北海道農政事務所、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター及び森林管理局の所掌事務に関し災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、別に定めるところにより地方災害対策本部を設置するものとする。

###### (3) 現地災害対策本部の設置

災害情報を迅速かつ的確に把握するとともに、災害対策の実施に当たって被災地における総合的な調整を行うために必要があると認められるときは、別に定めるところにより農林水産省災害対策本部及び地方災害対策本部の事務の一部を行う組織として、被災地に現地災害対策本部を設置するものとする。

##### 2 農林水産省災害対策本部等の要員の確保

農林水産省災害対策本部等（農林水産省災害対策本部、地方災害対策本部、現地災害対策本部をいう。以下同じ。）が設置された場合には、災害対策を

円滑に実施するため、災害の種類及び程度に応じ、あらかじめ指名する非常参集要員を招集するとともに、本部の職員を緊急に発令する等により、要員の確保を図るものとする。

### 第3節 関係機関等との連携

迅速かつ的確な情報の収集・共有及び実効性のある災害対策の実施のため、関係行政機関、地方公共団体その他関係公共機関等との連携に努めるものとする。

また、必要に応じ、内閣総理大臣官邸（以下「官邸（内閣官房）」という。）、内閣府、関係省庁、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「非常本部等」という。）に対する災害の発生等の報告、要員の派遣等を通じ、政府としての活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

## 第4章 地方農政局等の防災業務計画

地方農政局長、北海道農政事務所長、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長及び森林管理局長は、防災基本計画及び本計画に基づき、その所掌事務に関し防災業務計画を作成するものとする。

## 第5章 災害対策マニュアルの作成

本計画の内容に則して、関係部局において具体的かつ網羅的な災害対策マニュアルを作成するものとする。

なお、作成された災害対策マニュアルは、随時検討を加え、必要があるときはこれを修正するものとする。

## 第2編 震災対策編

### 第1章 災害予防

#### 第1節 危機管理体制の整備

##### 1 震災時における非常参集体制等の整備

震災時において迅速かつ適切な災害応急対策に資するため、非常連絡網及び非常参集体制を整備するものとする。

また、携帯電話、衛星通信システム等災害時の非常連絡に有効な通信手段の確保を図るものとする。

この他、農林水産省本省が首都直下地震により激甚な被害を被った場合等に備え、発災後に緊急的に実施する災害応急対策業務及び発災後においても継続して行う必要性の高い通常業務等について記載した業務継続計画を策定し、そのために必要な業務の実施体制を整えるよう努めるものとする。

なお、農林水産省の施設等機関及び地方支分部局の相互連絡体制及び協力体制については、これらの機関が地域ごとに組織する防災連絡会議において整備するものとし、農林水産大臣は、必要に応じて農林水産省の所管する別記1の独立行政法人に対して防災連絡会議への参画について協力を要請し、当該独立行政法人を含む相互連絡体制及び協力体制を整備するものとする。

##### 2 震災対策実施拠点の整備

震災時の災害対策実施拠点機能を的確に果たすため、自家発電設備等の施設及び設備の充実、食料等の備蓄、災害対策用資機材の整備等を図るものとする。

第2防災拠点においても、必要な整備を図るものとする。

##### 3 防災教育等の推進

###### (1) 震災に関する講習等の実施

震災業務に従事する職員に対して防災上必要な知識及び技能の向上を図るため関係法令、実務等に関する講習会等の実施及びその指導を行うものとする。

また、土砂災害危険箇所等の危険性を判定する技術の向上に努めるとともに、地震、その後の降雨等による土砂災害の防止体制を整備するものとする。

さらに、ため池等の農地・農業用施設の点検・復旧活動を支援する農村災害ボランティアの育成を図るための研修等の開催を支援するものとする。

###### (2) 防災知識の普及

展示会、各種の行事、印刷物の配布等により応急用食料の備蓄等震災に関する知識の普及を図るとともに、農林漁業関係普及組織、農林水産業に係る関係団体等を活用して農林漁家及び一般住民への防災知識の普及を図るものとする。

また、津波又はため池の決壊等による浸水想定区域、避難地等の防災に関する資料を図面表示したハザードマップ等の作成並びに農林漁家及び一般住民への配布、ため池における決壊の危険度等に係る防災情報の農林漁家及び一般住民への伝達等を推進するとともに、市町村に対し、地域防災計画にこれらの取組を位置付けるよう働きかけるものとする。

この場合、農林漁家及び一般住民が防災情報を分かりやすく想起できるよう工夫する。

#### 4 防災訓練の実施

震災対策が迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関と連携し、防災訓練を実施するものとする。

防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

また、毎年都道府県等が実施する総合的な防災訓練の一環として、ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備、政府食糧保管施設の点検整備等を実施するものとする。

なお、競馬場における人命の安全を確保するため、農林水産省は、日本中央競馬会に対し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施について指導を行うものとする。

#### 5 農林水産関係施設の安全性の確保

農林水産関係施設について、耐震性の強化、液状化対策の充実等によりその安全性の確保に努めるものとする。

### 第2節 防災に関する試験研究及び調査の推進

農林水産業の地震災害予防対策の計画的かつ効果的な推進を図るため、農業用施設の安全性、農用地の保全等に関する試験研究及び調査、災害時に対応可能な食料の保存加工技術等に関する試験研究等を実施するものとする。

また、農林水産大臣は、必要に応じて農林水産省の所管する別記2の独立行政法人に対して上記防災に関する試験研究等を要請するものとする。

なお、農林水産関係施設が被災した場合、その管理者は被災原因の分析や資料の収集を行い、防災対策に反映させるよう努めるものとする。

### 第3節 山地災害防止対策

山地災害の発生を防止するため、山地災害危険地区等における治山施設、地すべり防止施設等の整備の推進を図るとともに、雨量計、各種センサー等の設置を行うほか、山地災害危険地区の住民への周知を図るものとする。

また、集落周辺における森林の整備及びその適切な管理の徹底、荒廃地の復旧等総合的な山地災害危険地対策を推進するものとする。

### 第4節 農地防災施設等の管理

農地防災施設、農業水利施設等の管理については、農林水産省及び都道府県が、各管理主体に防災上考慮すべき事項について指導し、管理の徹底を図るものとする。

### 第5節 震災時における食料の調達・供給体制の整備

#### 1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針

震災時における応急用食料の調達・供給については、次により、農林水産省、都道府県及び市町村が、それぞれの立場から、不測の事態に備えた体制の整備を図るものとする。

- (1) 農林水産省は、都道府県の要請に基づき、全国的な見地から、被災地域への応急用食料その他所管する物資の調達・供給に関する調整ができるよう、支援体制の整備に努めるものとする。
- (2) 都道府県は、市町村の行う応急用食料の調達・供給活動を支援すること

を基本とし、地域防災計画に従い、必要な体制を整備するものとする。

- (3) 市町村は、震災時における地域住民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものであり、地域防災計画に従い、その備蓄並びに調達、輸送及び配送に関する体制を整備するものとする。

この場合、市町村相互の応急用食料の調達・供給に関する広域的な支援体制についても整備するものとする。

- (4) 震災時においては、国民が、主体的に、自ら災害に備えるための手段を講じることが基本であり、家庭等において3日分程度の応急用食料等の備蓄に努めることが重要である。このため、農林水産省は、都道府県、市町村等と協力して、防災知識の普及の一環として、自主的な応急用食料の備蓄の重要性について啓発宣伝を行うものとする。

## 2 農林水産省における応急用食料の調達・供給体制の整備

農林水産省においては、震災時を想定した応急用食料の調達・供給を次により行うものとする。

- (1) 農林水産省は、主食系の食料として、米穀を備蓄する。
- (2) 農林水産省は、震災が発生した場合、精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調製粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パン、水（ペットボトル）等について、関係業者又はその団体等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう体制を整備する。

なお、精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調製粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パン及び水（ペットボトル）については、毎年定期的に、調達可能量（流通在庫量等）を調査し、各業者の事業活動に支障を来さない範囲で、主要な地域ごとの供給可能量を関係都道府県に通知するものとする。

- (3) 農林水産省は、自ら供給し、又は出荷要請をする応急用食料の輸送について、あらかじめ関係行政機関、関係業者又はその団体等との間で、輸送方法、輸送経路、緊急通行車両指定等のあり方について検討を行い、被災地への供給が円滑に行われるように努めるものとする。
- (4) 震災時の緊急輸送活動に資するため、老朽化した卸売市場施設の再整備を推進することとし、震災時においても被災地域等への生鮮食料品等の円滑な流通が確保されるよう努めるものとする。

## 第6節 津波対策等の推進

津波による災害を防止するため、海岸等における堤防、水門等の防災施設の整備を推進するものとする。

また、関係省庁や地方公共団体等と連携し、必要に応じて施設等の点検を行うとともに、地域の実情に応じて、潮位、波高等の観測及び情報処理システムの整備を推進し、それらを活用した津波防災施設の高度化を図るものとする。

なお、津波避難対策については、関係省庁や地方公共団体等と連携し対応するものとする。

## 第7節 避難地・避難路の確保と整備

震災時に車両通行の円滑化のための農道等の整備や、避難地として活用しうる広場、公園等の確保と整備を図るものとする。

## 第8節 災害補償制度への加入促進の推進

農業者等の被災による損失を補てんし、経営の安定を図るため、農業共済、漁業共済、漁船保険への加入を促進するよう、関係団体等を指導するものとする。

## 第9節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

都道府県知事が地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条の規定に基づき作成した地震防災緊急事業五箇年計画について、農林水産省はその趣旨を踏まえ、計画の推進を図るため、必要に応じ助言するものとする。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 震災応急体制の確立

迅速かつ適切な震災応急対策を実施するため、非常参集を行い、震災応急体制の確立を図るものとする。

### 第2節 震災に関する情報の収集、報告等

#### 1 農林水産業に係る被害状況に関する情報収集及び報告

震災が発生した場合には、農林水産省の各局庁は、農林水産業関係の被害状況等に関する情報を収集し、災害担当部局に速やかに報告するものとする。

また、災害担当部局は、必要に応じ、被害の第1次情報を速やかに官邸（内閣官房）に連絡するものとする。

なお、地方農政局長等は、次により報告を行うものとする。

- (1) 地方農政局長は、管内都府県の農業に関する被害状況、災害対策の実施に必要な参考事項等について災害担当部局に速やかに報告する。
- (2) 地方農政局長、北海道農政事務所長、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長及び沖縄総合事務局長は、作物統計調査規則（昭和46年農林省令第40号）等に基づき農作物等の被害調査結果を災害担当部局に報告する。
- (3) 森林管理局長及び森林技術総合研修所長は、所管の林野、施設等について、被害状況、災害対策の実施に必要な参考事項等について災害担当部局に速やかに報告する。

#### 2 応急用食料等の確保に関する情報収集及び報告

震災が発生した場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、地方農政局長、北海道農政事務所長、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長及び沖縄総合事務局長は、都道府県と十分連絡を取りつつ、応急用食料等の需給状況及び供給必要量を、調達・供給開始後はその状況について速やかに災害担当部局に報告するものとする。

なお、一の道県に複数の地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターが存する場合は、窓口となる地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターをあらかじめ指定するものとする。

#### 3 職員及び施設に関する被災状況の把握

農林水産省の職員及びその家族の被災状況を把握し、震災応急対策を推進するための体制整備を図るものとする。

また、農林水産省の所管する施設の被災状況を把握し、施設及び機能の保全に努め、震災応急対策の推進に資するものとする。

#### 4 震災に関する情報連絡及び広報

農林水産省は、震災に関する情報を取りまとめ、必要に応じ官邸（内閣官房）、内閣府、関係省庁、非常本部等に連絡するものとする。

また、農林水産業関係被害の状況、応急対策の措置状況等については、報道機関等を通じて広報を行うものとする。

### 第3節 関係施設の応急復旧及び二次災害防止対策

#### 1 農林水産関係施設等に係る二次災害の防止対策

農林水産関係施設等に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を緊急に実施するとともに、必要に応じ、管理施設等の緊急整備を行うものとする。

また、二次的な山地災害のおそれのある荒廃林地について、関係住民に周知を図り、不安定な土砂の除去、防護柵の設置等の応急対策を実施するほか、倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ、その除去等応急対策を講じるものとする。

さらに、農林水産関係施設、山地災害危険地区等の危険度を判定し、応急対策等の指導を行う専門技術者の早期現地派遣等二次災害の防止体制の整備を推進するものとする。

#### 2 被災者の生活等のために必要な施設の点検、応急復旧等

被災者の生活の維持のために必要な集落排水処理施設、営農飲雑用水、災害時に取水することができるよう緊急利用に備えて整備された農業用排水等の施設の点検、応急復旧等を緊急に実施するものとする。

#### 3 緊急輸送の確保等のために必要な施設の点検、応急復旧等

漁港管理者は、その管理する漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物除去等に努めるものとする。

また、漁港施設について、緊急避難等のための機能及び安全性の点検、被害状況の把握、海上緊急輸送の確保のための応急復旧等を行うものとする。

### 第4節 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策

家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、次の措置を講じるものとする。

#### 1 被災地域の立入検査・消毒等

都道府県は、家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、被災地域の農家に立ち入り、検査等を実施し、その結果に基づき必要に応じ消毒等の徹底を図るものとする。

#### 2 防疫体制の整備

都道府県あるいは市町村が災害時における対応を迅速かつ適切にできるよう、農林水産省は、被災地域の立入検査・消毒等を含む防疫計画の作成と、その円滑な運用を行うための体制整備について助言するものとする。

### 第5節 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策

#### 1 応急用食料の調達・供給

震災が発生した場合において、応急用食料の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、都道府県と密接な連携の下に、次により、迅速かつ適切な調達・供給に努めるものとする。

- (1) 農林水産省は、毎年定期的実施する調達可能量調査の結果等を踏まえ、応急用食料（出荷要請をする物資を含む。）の供給可能量を緊急に調査し、これを関係都道府県に提示するとともに、その他の生鮮食料品等についても、全国的・地域的な需給動向を把握して逐次供給可能量を提示するものとする。
- (2) 農林水産省は、都道府県知事から具体的な要請があった応急用食料について、自ら備蓄しているものについては速やかに供給するとともに、その他のものについては関係業者又はその団体等に対し出荷要請を行うものとする。
- (3) 農林水産省は、関係業者又はその団体等からの応急用食料の無償提供の申し出があった場合には、速やかにその取りまとめを行い、関係都道府県に連絡し、輸送手段のあっせん等供給体制を講じるものとする。
- (4) 農林水産省は、応急用食料の輸送について、関係行政機関、関係業者又はその団体等と協議し、輸送方法や輸送経路の選定、緊急通行車両の指定等が適切に行われるよう必要な調整等を行うものとする。

その際、必要に応じ、自衛隊の車両、ヘリコプター、船舶等による輸送要請を行うほか、関係業者又はその団体等が所有する車両や船舶、水産庁所属船舶等の活用等可能な限り輸送手段の多元化を図るものとする。

- (5) 都道府県は、被災市町村からの要請や応急用食料の供給状況等を踏まえ、地域防災計画に従い、備蓄食料の供給を行うとともに、自ら調達し、又は国、他の地方公共団体等によって引き渡された応急用食料の供給を行うものとする。

その際、被災地域に対して、過不足なく応急用食料が供給されるよう十分な配慮を行い、市町村との間で必要な調整を図るとともに、市町村に対し円滑な供給が行われるよう助言するものとする。

- (6) 市町村は、地域防災計画に従い、被災者に対し、備蓄食料等の供給を行うとともに、自ら調達し、又は国、他の地方公共団体等によって引き渡された応急用食料の円滑な供給を行うものとする。

## 2 災害復旧用材の調達・供給

震災が発生した場合において災害復旧用材を迅速かつ円滑に供給する必要が生じたとき、林野庁は、被災地域及び全国の木材需給動向を把握し、必要に応じ、関係団体等に用材等の供給の要請等を行うとともに、関係省庁等に緊急輸送の要請を行うものとする。

## 第6節 海外からの支援の受入れ

### 1 植物検疫に関する取扱い

海外からの支援物資としての植物の受入れについては、その緊急性にかんがみ、輸入及び国内での利用が円滑に行えるよう特段の配慮をするものとする。

### 2 動物検疫に関する取扱い

海外からの支援物資等のうち畜産物及び災害救助犬の受入れについては、その緊急性にかんがみ、輸入及び国内での利用が円滑に行えるよう特段の配

慮をするものとする。

## 第7節 その他の対策

### 1 土地改良機械の現況の把握及びその緊急使用

農林水産省の保有する土地改良機械の所在地、台数及び整備の状況を常時把握するとともに、震災が発生し、応急復旧に当たって機械の導入が必要と認めるときは、直ちに被災地における機械の必要台数、全国の転用可能台数等を調査し、必要に応じ、地方農政局間における管理換、地方公共団体に対する貸付け等の措置を講じるものとする。

### 2 技術者の現況の把握及びその動員

災害応急対策又は災害復旧に必要な土木、機械等についての知識又は経験を有する技術者又は技能者の職員数及びその配置状況並びにこれらの者の技術、知識又は経験の程度を常時把握するとともに、震災が発生した場合は、状況に応じ、応援派遣する等必要な措置を講じるものとする。

### 3 食料等の需給及び価格に関する点検指導

農林水産省は、震災に伴い主要な食料の価格が高騰するような状況が発生し、又は発生するおそれがある場合には、小売店の巡回点検を行って食料の需給・価格等の動向を把握し、これらに異常が認められる場合には、生産者団体に緊急出荷を要請する等所要の措置を講じるものとする。

また、地方公共団体は、地域防災計画に従い、国と連携し、特に被災地及びその周辺地域における食料等の生活関連物資の需給状況及び価格の動向を、さらに、買い占め、売り惜しみが生じないように監視・調査し、震災時におけるこれらの物資の需給及び価格の安定を図るものとする。

### 4 消費者相談の実施

地方農政局長、北海道農政事務所長、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長及び沖縄総合事務局長は、必要に応じ、食料の円滑な供給の確保、価格の動向等に資する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置するものとする。

また、農林水産大臣は、必要に応じて独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長に対してその緊急相談窓口の設置を要請するものとする。

### 5 ボランティアの活用

必要に応じて地域住民やボランティア活動の支援を受けるものとするが、その場合、安全管理、活動環境の整備等を図るものとする。

## 第3章 災害復旧計画

国土の保全、農林水産業の災害復旧等を図るため、公共土木施設及び農林水産業施設の災害復旧事業を推進するとともに、災害復旧及び再生産の維持等に必要な措置を迅速かつ適切に講じるものとする。

### 第1節 災害復旧事業の種類

災害復旧計画は、次に掲げる施設の復旧について定めるものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に規定する海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港
- 2 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に規定する農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施

## 設及び共同利用施設

- 3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に規定する公共土木施設、農地、農業用施設、林道、共同利用施設、開拓者等の施設、水産動植物の養殖施設、堆積土砂の排除、湛水排除、共同利用小型漁船、樹木
- 4 土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する国及び国から委任を受けた都道府県が施工している又は施工の完了した農業用施設
- 5 1から4に掲げるもののほか、法令又は予算により当該施設に係る災害復旧事業費又は災害関連事業費につき国が負担し又は補助する施設

## 第2節 災害復旧の実施方針

### 1 査定の早期実施

震災発生後できる限り速やかに査定を実施して事業費を決定するものとし、公共土木施設、農地、農業用施設等について特に必要がある場合には応急工事等の事前協議を実施するものとする。

### 2 災害復旧の促進

公共土木施設災害復旧事業の施工は、直轄事業についてはおおむね2箇年以内、補助事業については3箇年以内に、農地、農業用施設等の災害復旧事業の施工は、直轄事業についてはおおむね2箇年以内、補助事業については緊急に復旧を要する事業にあつては2箇年以内、その他の事業にあつては3箇年以内に完了するよう必要な措置を講じるものとする。

なお、共同利用施設及びその他の施設の復旧事業については、原則として単年度で復旧するよう必要な措置を講じるものとする。

### 3 再度災害の防止

公共土木施設、農地、農業用施設等の復旧に当たり、災害復旧事業と併せて施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるもの及び災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又は地すべり地については、災害関連事業を実施する等再度災害の防止に必要な措置を講じるものとする。

## 第3節 災害金融

### 1 株式会社日本政策金融公庫による融資等

農林水産業施設等の災害復旧資金及び被害農林漁業者の経営の維持安定に必要な農林漁業セーフティネット資金について円滑な融通がなされるよう株式会社日本政策金融公庫に対し、適切な指導を行うものとする。

また、株式会社日本政策金融公庫が行う危機対応円滑化業務等の実施について適切な指導を行うものとする。

### 2 経営資金等の融通

農林水産物等の被害が著しくかつその国民経済に及ぼす影響が大である場合においては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）を適用して被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通の措置を講じるものとする。

### 3 農林漁業団体に対する指導

震災時において被害農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等が図られるよう、被害の実情に即し適切な指導を行うものとする。

る。

#### 第4節 災害補償制度

農業共済等の災害補償制度において、迅速に損害評価や事故確認を実施し、共済金及び保険金を早期に支払うよう指導するものとする。

### 第4章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法第3条第1項の地震防災対策強化地域については、各章に定めている必要な対策を推進するほか、次により地震防災に関する対策の強化を図るものとする。

#### 第1節 地震防災応急対策

##### 1 地震予知情報等の伝達

気象庁が東海地震観測情報、東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を発表した場合又は警戒宣言若しくは警戒解除宣言が発せられた場合には、その旨を速やかに農林水産省災害対策本部要員その他の関係職員に伝達するものとする。

##### 2 東海地震注意情報に基づく防災対応

気象庁が東海地震注意情報を発表した場合には、担当職員の緊急参集等を行うとともに、迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有化を図る。

また、政府が準備行動を行う旨の決定をしたときは「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月中央防災会議決定）に基づき、応急用食料等農林水産省の所管に係る物資を円滑に調達・供給するための点検等の準備行動を開始するものとする。

##### 3 農林水産省災害対策本部の設置

警戒宣言が発せられた場合には、第1編第3章第2節の規定に基づき、農林水産省災害対策本部を設置し、必要な体制を整備するものとする。

##### 4 自ら管理又は運営する施設及び設備に関する対策

地震防災対策強化地域内の庁舎等の施設及び設備については、被害の防止及び軽減を図るため、必要に応じ、緊急点検等の措置を講じるものとし、工事中の建築物等については、保安上、作業を中止する等の措置を講じるものとする。

##### 5 居住者等への対応

警戒宣言が発せられた場合、日常生活に極力支障をきたさないよう必要な範囲内で食料等を販売する小規模小売店等の営業の確保や農業協同組合等の金融業務の営業の継続等、地域の実情に即し適切な指導を行うものとする。

##### 6 地震防災等に関する情報の収集及び報告

地方農政局長、北海道農政事務所長、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長、沖縄総合事務局長及び森林管理局長は、地震防災応急対策の実施状況、食料品等の需給動向等の情報を収集し、速やかに報告するものとする。

#### 第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備

地震防災対策強化地域に係る地震防災対策の推進を図るため、地震防災上

緊急に整備を必要とする漁港施設、海岸保全施設、治山施設、地すべり防止施設、農業用ため池等の整備については、緊急度等を勘案し計画的に推進を図るものとする。

### 第3節 大規模な地震に係る防災訓練及び教育活動の実施

地震防災対策強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練に関しては、国の総合的な防災訓練又は地震防災対策強化地域に係る関係地方公共団体の防災訓練の一環として、警戒宣言前の準備体制、地震防災応急対策及び災害応急対策について実施し又は指導を行うものとする。

また、住民及び企業において食料等の備蓄を行うよう啓発普及を図るとともに、防災業務に従事する職員に対して、ダム、ひ門等の施設の緊急点検に関する事項、その他地震防災上必要な知識等の教育の実施及び指導を行うものとする。

## 第5章 東南海・南海地震防災対策推進計画

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の東南海・南海地震防災対策推進地域（以下この章において「推進地域」という。）については、各章に定めている必要な対策を推進するほか、次により地震防災に関する対策の強化を図るものとする。

### 第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備

推進地域に係る地震防災対策の推進を図るため、地震防災上緊急に整備を必要とする漁港施設、海岸保全施設、治山施設、地すべり防止施設、農業用ため池等の整備については、緊急度等を勘案し計画的に推進を図るものとする。

### 第2節 津波からの防護及び円滑な避難の確保

#### 1 津波からの防護のための施設の整備

津波による被害を防止・軽減するための防潮堤、堤防、水門等の点検や自動化、遠隔操作化、補強等の施設整備の推進を図るとともに、地震発生時に多数の水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制及び平常時の管理方法等について指導を行うものとする。

また、津波により住家等の孤立が懸念される地域にあっては、漁港等の整備の計画的な推進を図るものとする。

#### 2 津波に関する情報の伝達等

津波が到達するまでの時間を考慮して、漁船等の固定、港外退避等の措置について指導するものとする。

#### 3 自ら管理又は運営する施設に関する対策

推進地域内の庁舎等の施設については、地震発生時の津波来襲に備えた緊急点検等の措置を講じるものとする。

この場合において、職員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

### 第3節 防災体制及び応急対策

#### 1 農林水産省災害対策本部の設置

東南海・南海地震が発生した場合、第1編第3章第2節の規定に基づき、農林水産省災害対策本部を設置し、必要な体制を整備するものとする。

## 2 地震発生時の応急対策

地震発生時における被害の防止・軽減のため、別に定める東南海・南海地震応急対策活動要領及び第2章の規定に基づき、農林水産業に係る被害状況に関する情報収集、農林水産業施設の応急復旧及び二次災害防止対策並びに応急用食料等の調達・供給等の応急対策について必要な措置を講ずるものとする。

この場合において、東南海・南海地震の特徴として、①被害が極めて広域にわたること、②中でも津波被害が甚大なこと、③時間差を以て二つの巨大地震が発生する可能性があること等に十分配慮するものとする。

## 3 応急用食料の調達・供給対策

被災状況が明らかでない初期段階から応急用食料の調達・供給活動が可能になるよう体制整備を図るとともに、都道府県等との連携の下、迅速かつ適切な調達・供給に努めるものとする。

## 第4節 大規模な地震に係る防災訓練及び教育活動の実施

推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練に関しては、国の総合的な防災訓練又は推進地域に係る関係地方公共団体の防災訓練の一環として実施し又は指導を行うものとする。

また、住民及び企業において食料等の備蓄を行うよう啓発普及を図るとともに、防災業務に従事する職員に対して、ダム、ひ門等の施設の緊急点検に関する事項、その他地震防災上必要な知識等の教育の実施及び指導を行うものとする。

## 第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下この章において「推進地域」という。）については、各章に定める必要な対策を推進するほか、次により地震防災に関する対策の強化を図るものとする。

### 第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備

推進地域に係る地震防災対策の推進を図るため、地震防災上緊急に整備を必要とする漁港施設、海岸保全施設、治山施設、地すべり防止施設、農業用ため池等の整備については、緊急度等を勘案し計画的に推進を図るものとする。

### 第2節 津波からの防護及び円滑な避難の確保

#### 1 津波からの防護のための施設の整備

津波による被害を防止・軽減するための防潮堤、堤防、水門等の点検や自動化、遠隔操作化、補強等の施設整備の推進を図るとともに、地震発生時に多数の水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制及び平常時の管理方法等について指導を行うものとする。

特に冬期は積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすおそれがあるため、冬期においても水門等が確実に作動するよう配慮するものとする。

また、津波により住家等の孤立が懸念される地域にあつては、漁港等の整備の計画的な推進を図るものとする。

2 津波に関する情報の伝達等

津波が到達するまでの時間を考慮して、漁船等の固定、港外退避等の措置について指導するものとする。

3 自ら管理又は運営する施設に関する対策

推進地域内の庁舎等の施設については、地震発生時の津波来襲に備えた緊急点検等の措置を講じるものとする。

この場合において、職員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

### 第3節 防災体制及び応急対策

1 農林水産省災害対策本部の設置

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合、第1編第3章第2節の規定に基づき、農林水産省災害対策本部を設置し、必要な体制を整備するものとする。

2 地震発生時の応急対策

地震発生時における被害の防止・軽減のため、別に定める日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領及び第2章の規定に基づき、農林水産業に係る被害状況に関する情報収集、農林水産業施設の応急復旧及び二次災害防止対策並びに応急用食料等の調達・供給等の応急対策について必要な措置を講ずるものとする。

この場合において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特徴として、①津波により甚大な被害が発生すること、②積雪寒冷地特有の被害が発生すること等に十分配慮するものとする。

3 応急用食料の調達・供給対策

被災状況が明らかでない初期段階から応急用食料の調達・供給活動が可能になるよう体制整備を図るとともに、都道府県等との連携の下、迅速かつ適切な調達・供給に努めるものとする。

### 第4節 大規模な地震に係る防災訓練及び広報・教育活動の実施

推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練に関しては、国の総合的な防災訓練又は推進地域に係る関係地方公共団体の防災訓練の一環として実施し又は指導を行うものとする。

また、住民及び企業において食料等の備蓄を行うよう啓発普及を図るとともに、防災業務に従事する職員に対して、ダム、ひ門等の施設の緊急点検に関する事項、その他地震防災上必要な知識等の教育の実施及び指導を行うものとする。

### 第3編 風水害・雪害対策編

#### 第1章 災害予防

##### 第1節 危機管理体制の整備

###### 1 風水害・雪害時における非常参集体制等の整備

風水害・雪害時において迅速かつ適切な災害応急対策に資するため、非常連絡網及び非常参集体制を整備するものとする。

また、携帯電話、衛星通信システム等災害時の非常連絡に有効な通信手段の確保を図るものとする。

なお、農林水産省の施設等機関及び地方支分部局の相互連絡体制及び協力体制については、これらの機関が地域ごとに組織する防災連絡会議において整備するものとし、農林水産大臣は、必要に応じて農林水産省の所管する別記7の独立行政法人に対して防災連絡会議への参画について協力を要請し、当該独立行政法人を含む相互連絡体制及び協力体制を整備するものとする。

###### 2 風水害・雪害対策実施拠点の整備

風水害・雪害時の災害対策実施拠点機能を的確に果たすため、自家発電設備等の施設及び設備の充実、食料等の備蓄、災害対策用資機材の整備等を図るものとする。

また、災害時に海上輸送が重要な役割を果たす地域の漁港に、必要に応じて被災後の物資の輸送を行うことができる道路や避難者の待機場所等を整備するものとする。

###### 3 防災教育等の推進

###### (1) 風水害・雪害に関する講習等の実施

風水害・雪害業務に従事する職員に対して防災上必要な知識及び技能の向上を図るため関係法令、実務等に関する講習会等の実施及びその指導を行うものとする。

また、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区等の危険度を判定する技術の向上に努めるとともに、降雨等による土砂災害の防止体制を整備するものとする。

さらに、ため池等の農地・農業用施設の点検・復旧活動を支援する農村災害ボランティアの育成を図るための研修等の開催を支援するものとする。

###### (2) 防災知識の普及

展示会、各種の行事、印刷物の配布等により風水害・雪害対策について知識の普及を図るとともに、農林漁業関係普及組織、農林水産業に係る関係団体等を活用して農林漁家及び一般住民への防災知識の普及を図るものとする。

また、高潮又はため池の決壊等による浸水想定区域、避難地等の防災に関する資料を図面表示したハザードマップ等の作成並びに農林漁家及び一般住民への配布、水位、雨量、ため池の決壊の危険度等に係る防災情報の農林漁家及び一般住民への伝達等を推進するとともに、市町村に対し、地域防災計画にこれらの取組を位置付けるよう働きかけるものとする。

この場合、農林漁家及び一般住民が防災情報を分かりやすく想起できるよう工夫する。

###### 4 防災訓練の実施

風水害・雪害対策が迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関と連携し、

防災訓練を実施するものとする。

また、毎年都道府県等が実施する総合的な防災訓練の一環として、ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備、政府食糧保管施設の点検整備等を実施するものとする。

## 第2節 防災に関する試験研究及び調査の推進

農林水産業の災害予防対策の計画的かつ効果的な推進を図るため、風水害、雪害等の農作物災害防止に関する研究、農業用施設の安全性、農用地の保全等に関する試験研究及び調査、災害時に対応可能な食料の保存加工技術等に関する試験研究等を実施するものとする。

また、農林水産大臣は、必要に応じて農林水産省の所管する別記2の独立行政法人に対して上記防災に関する試験研究等を要請するものとする。

なお、農林水産業施設が被災した場合、その管理者は被災原因の分析や資料の収集を行い、防災対策に反映させるよう努めるものとする。

## 第3節 山地災害防止対策

山地災害の発生を防止するため、山地災害危険地区等における治山施設、地すべり防止施設等の整備の推進を図るとともに、雨量計、各種センサー等の設置を行うほか、山地災害危険地区の住民への周知を図るものとする。

また、集落周辺における森林の整備及びその適切な管理の徹底、荒廃地の復旧等総合的な山地災害危険地対策を推進するものとする。

なお、山地災害防止対策の実施に当たっては、環境や景観へも配慮するものとする。

## 第4節 農地防災施設等の管理

農地防災施設、農業水利施設等の管理については、農林水産省及び都道府県が、各管理主体に防災上考慮すべき事項について指導し、管理の徹底を図るものとする。

## 第5節 営農指導

気象庁と毎年定期的に情報交換を行うとともに、必要に応じて随時情報交換を行い、農作物に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合又は予測される場合には、これに対応するために必要な技術対策を検討し、営農指導の方針を樹立し、都道府県等に対し技術指導の助言を行うものとする。

## 第6節 種子等の備蓄

### 1 稲、麦種子等の備蓄等

農林水産省は、災害による稲、麦種子の不足に対処するため、全国の主要な採種地に設置した種子センター附属の低温貯蔵庫等において、稲、麦種子を備蓄すること等により、再生産に必要な種子の確保が図られるよう都道府県及び関係団体に助言するものとする。

また、種馬鈴しょ及び雑穀の種子について農林水産省の所管する独立行政法人種苗管理センターにおいて備蓄を行うことにより、種子等の確保が図られるよう助言するものとする。

### 2 飼料穀物の備蓄

農林水産省は、災害の発生時における家畜への円滑な飼料供給が確保されるよう、主要な飼料穀物の備蓄を行うものとする。

#### 第7節 風水害・雪害時における食料の調達・供給

応急用食料の調達・供給については、必要に応じ、第2編第1章第5節を準用するものとする。

#### 第8節 雪害対策の推進

なだれによる災害を防止するためのなだれ防止林等の森林造成やなだれ防止施設の整備及びなだれ、融雪等による土砂災害を防止するための治山事業を推進するものとする。

なお、関係省庁や地方公共団体等と連携し、災害危険箇所について住民への周知を図るとともに、災害発生のおそれのある場合は、速やかな避難対策が実施されるよう措置するものとする。

#### 第9節 高潮対策の推進

高潮による災害の防止又は高潮発生時に被害の拡大を防ぐため、既往最大規模等の高潮（高潮偏差、波浪を含む。）に対応できる海岸保全施設の計画的整備及び海岸を保全する森林の造成や整備を図るとともに、海岸保全施設の集中管理システムを構築するものとする。

なお、高潮からの避難対策については、関係省庁や地方公共団体等と連携し対応するものとし、住民、海岸利用者等へ高潮に関する情報を伝達する体制を整備するものとする。

また、高潮対策の実施に当たっては、環境や景観へも配慮するものとする。

#### 第10節 避難地・避難路の確保と整備

風水害・雪害時に車両通行の円滑化のための農道等の整備や、避難地として活用しうる広場、公園等の確保と整備を図るものとする。

#### 第11節 災害補償制度への加入促進の推進

農業者等の被災による損失を補てんし、経営の安定を図るため、農業共済、森林保険、漁業共済、漁船保険への加入を促進するよう、関係団体等を指導するものとする。

### 第2章 災害応急対策

#### 第1節 風水害・雪害応急体制の確立

迅速かつ適切な風水害・雪害応急対策を実施するため、非常参集を行い、災害応急体制の確立を図るものとする。

#### 第2節 風水害・雪害に関する情報の収集、報告等

##### 1 農林水産業に係る被害状況に関する情報収集及び報告

風水害・雪害が発生した場合には、農林水産省の各局庁は、農林水産業関係の被害状況等に関する情報を収集し、災害担当部局に速やかに報告するものとする。

また、災害担当部局は、必要に応じ、被害の第1次情報を速やかに官邸（内

閣官房)に連絡するものとする。

なお、地方農政局長等は、次により報告を行うものとする。

- (1) 地方農政局長は、管内都府県の農業に関する被害状況、災害対策の実施に必要な参考事項等について災害担当部局に速やかに報告する。
- (2) 地方農政局長、北海道農政事務所長、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長及び沖縄総合事務局長は、作物統計調査規則（昭和46年農林省令第40号）等に基づき農作物等の被害調査結果を災害担当部局に報告する。
- (3) 森林管理局長及び森林技術総合研修所長は、所管の林野、施設等について、被害状況及び災害対策の実施に必要な参考事項等について災害担当部局に速やかに報告する。

## 2 応急用食料等の確保に関する情報収集及び報告

風水害・雪害が発生した場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、地方農政局長、北海道農政事務所長、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長及び沖縄総合事務局長は、都道府県と十分連絡を取りつつ、応急用食料等の需給状況及び供給必要量を、調達・供給開始後はその状況について速やかに災害担当部局に報告するものとする。

なお、一の道県に複数の地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターが存する場合は、窓口となる地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターをあらかじめ指定するものとする。

## 3 職員及び施設に関する被災状況の把握

農林水産省の職員及びその家族の被災状況を把握し、風水害・雪害応急対策を推進するための体制整備を図るものとする。

また、農林水産省の所管する施設の被災状況を把握し、施設及び機能の保全に努め、風水害・雪害応急対策の推進に資するものとする。

## 4 風水害・雪害に関する情報連絡及び広報

農林水産省は、風水害・雪害に関する情報を取りまとめ、必要に応じ官邸（内閣官房）、内閣府、関係省庁、非常本部等に連絡するものとする。

また、農林水産業関係被害の状況、応急対策の措置状況等については、報道機関等を通じて広報を行うものとする。

# 第3節 関係施設の応急復旧及び二次災害防止対策

## 1 農林水産関係施設等に係る二次災害の防止対策

農林水産関係施設等に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を緊急に実施するとともに、必要に応じ、管理施設等の緊急整備を行うものとする。

また、二次的な山地災害のおそれのある荒廃林地について、関係住民に周知を図り、不安定な土砂の除去、防護柵の設置等の応急対策を実施するほか、倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ、その除去等応急対策を講じるものとする。

さらに、農林水産関係施設、山地災害危険地区等の危険度を判定し、応急対策等の指導を行う専門技術者の早期現地派遣等二次災害の防止体制の整備を推進するものとする。

## 2 被災者の生活等のために必要な施設の点検、応急復旧等

被災者の生活の維持のために必要な集落排水処理施設、営農飲雑用水、災害時に取水することができるよう緊急的利用に備えて整備された農業用排水等の施設の点検、応急復旧等を緊急に実施するものとする。

### 3 緊急輸送の確保等のため必要な施設の点検、応急復旧等

漁港管理者は、その管理する漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物除去等に努めるものとする。

また、漁港施設について、緊急避難等のための機能及び安全性の点検、被害状況の把握、海上緊急輸送の確保のための応急復旧等を行うものとする。

## 第4節 農業に係る被害の拡大防止対策

### 1 農作物の病害虫の防除

風水害、長雨、寒害等の災害時における病害虫の発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、次により、発生予察事業の強化、防除組織の整備、防除機具の計画的使用等の措置を講じるものとする。

#### (1) 発生予察事業の強化

病害虫の発生を早期に発見するため、災害の種類、時期、程度、地域等を考慮し、特に発生の予想される病害虫に重点をおいて、発生予察を強化するとともに、その結果を速やかに公表し、予察組織、防除組織及び普及組織を通じて情報伝達の徹底を図るものとする。

#### (2) 防除機具の計画的使用

病害虫防除を迅速かつ適切に行うため、都道府県及び市町村における防除機具の保有状況を考慮し、計画的使用により効率化を図るとともに、必要に応じ、ヘリコプターによる空中散布等の緊急対策を講じるものとする。

#### (3) 防除体制の整備

都道府県及び市町村における防除基準の作成に助言するとともに、病害虫防除組織の強化及び高性能大型防除機具の整備促進に必要な措置を講じるものとする。

### 2 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策

家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、次の措置を講じるものとする。

#### (1) 被災地域の立入検査・消毒等

都道府県は、家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、被災地域の農家に立ち入り、検査等を実施し、その結果に基づき必要に応じ消毒等の徹底を図るものとする。

#### (2) 防疫体制の整備

都道府県あるいは市町村が災害時における対応を迅速かつ適切にできるよう、農林水産省は、被災地域の立入検査・消毒等を含む防疫計画の作成と、その円滑な運用を行うための体制整備について助言するものとする。

### 3 種子等の供給

#### (1) 稲、麦種子等の供給

災害に伴い、稲・麦種子、種馬鈴しょ、雑穀及び主要野菜の種子その他営農上必要な資材の供給が不足し、又は不足することが見込まれる場合には、農林水産省は、地域間の調整を図りつつ、都道府県及び関係団体を通じて、備蓄種子等を活用して円滑な供給が図られるよう必要な助言及び指導

を行うものとする。

(2) 飼料の供給

農林水産省の所有する輸入飼料用麦及び飼料穀物備蓄計画に基づき備蓄している飼料穀物を、必要に応じ、災害対策用として供給するものとする。

また、それ以外の飼料の供給につき関係団体に対し必要な指導を行うものとする。

第5節 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策

1 応急用食料の調達・供給

応急用食料の調達・供給については、必要に応じ、第2編第2章第5節を準用するものとする。

2 災害復旧用材の調達・供給

風水害・雪害が発生した場合において災害復旧用材を迅速かつ円滑に供給する必要が生じたとき、林野庁は、被災地域及び全国の木材需給動向を把握し、必要に応じ、関係団体等に用材等の供給の要請等を行うとともに、関係省庁等に緊急輸送の要請を行うものとする。

第6節 その他の対策

1 土地改良機械の現況の把握及びその緊急使用

農林水産省の保有する土地改良機械の所在地、台数及び整備の状況を常時把握するとともに、災害が発生し、応急復旧に当たって機械の導入が必要と認めたときは、直ちに被災地における機械の必要台数、全国の転用可能台数等を調査し、必要に応じ、地方農政局間における管理換、地方公共団体に対する貸付け等の措置を講じるものとする。

2 技術者の現況の把握及びその動員

災害応急対策又は災害復旧に必要な土木、機械等についての知識又は経験を有する技術者又は技能者の職員数及びその配置状況並びにこれらの者の技術、知識又は経験の程度を常時把握するとともに、災害が発生した場合は、状況に応じ、応援派遣する等必要な措置を講じるものとする。

3 食料等の需給及び価格に関する点検指導

農林水産省は、災害に伴い主要な食料の価格が高騰するような状況が発生し、又は発生するおそれがある場合には、小売店の巡回点検を行って食料の需給・価格等の動向を把握し、これらに異常が認められる場合には、生産者団体に緊急出荷を要請する等所要の措置を講じるものとする。

また、地方公共団体は、地域防災計画に従い、国と連携し、特に被災地及びその周辺地域における食料等の生活関連物資の需給状況及び価格の動向を、さらに、買い占め、売り惜しみが生じないよう監視・調査し、災害時におけるこれらの物資の需給及び価格の安定を図るものとする。

4 消費者相談の実施

地方農政局長、北海道農政事務所長、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長及び沖縄総合事務局長は、必要に応じ、食料の円滑な供給の確保、価格の動向等に資する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置するものとする。

また、農林水産大臣は、必要に応じて独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長に対してその緊急相談窓口の設置を要請するものとする。

## 5 ボランティアの活用

必要に応じて地域住民やボランティア活動の支援を受けるものとするが、その場合、安全管理、活動環境の整備等を図るものとする。

## 第3章 災害復旧計画

国土の保全、農林水産業の災害復旧等を図るため、公共土木施設及び農林水産業施設の災害復旧事業を推進するとともに、災害復旧及び再生産の維持等に必要な措置を迅速かつ適切に講ずるものとする。

### 第1節 災害復旧事業の種類

災害復旧計画は、次に掲げる施設の復旧について定めるものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に規定する海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港
- 2 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に規定する農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設
- 3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に規定する公共土木施設、農地、農業用施設、林道、共同利用施設、開拓者等の施設、水産動植物の養殖施設、堆積土砂の排除、湛水排除、共同利用小型漁船、樹木
- 4 土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する国及び国から委任を受けた都道府県が施工している又は施工の完了した農業用施設
- 5 1から4に掲げるもののほか、法令又は予算により当該施設に係る災害復旧事業費又は災害関連事業費につき国が負担し又は補助する施設

### 第2節 災害復旧の実施方針

#### 1 査定の早期実施

風水害・雪害発生後できる限り速やかに査定を実施して事業費を決定するものとし、公共土木施設、農地、農業用施設等について特に必要がある場合には応急工事等の事前協議を実施するものとする。

#### 2 災害復旧の促進

公共土木施設災害復旧事業の施工は、直轄事業についてはおおむね2箇年以内、補助事業については3箇年以内に、農地、農業用施設等の災害復旧事業の施工は、直轄事業についてはおおむね2箇年以内、補助事業については緊急に復旧を要する事業にあっては2箇年以内、その他の事業にあっては3箇年以内に完了するよう必要な措置を講じるものとする。

なお、共同利用施設及びその他の施設の復旧事業については、原則として単年度で復旧するよう必要な措置を講じるものとする。

#### 3 再度災害の防止

公共土木施設、農地、農業用施設等の復旧に当たり、災害復旧事業と併せて施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるもの及び災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又は地すべり地については、災害関連事業を実施する等再度災害の防止に必要な措置を講じるものとする。

### 第3節 災害金融

1 株式会社日本政策金融公庫による融資等

農林水産業施設等の災害復旧資金及び被害農林漁業者の経営の維持安定に必要な農林漁業セーフティネット資金について円滑な融通がなされるよう株式会社日本政策金融公庫に対し、適切な指導を行うものとする。

また、株式会社日本政策金融公庫が行う危機対応円滑化業務等の実施について適切な指導を行うものとする。

2 経営資金等の融通

農林水産物等の被害が著しくかつその国民経済に及ぼす影響が大である場合においては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）を適用して被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通の措置を講じるものとする。

3 農林漁業団体に対する指導

風水害・雪害時において被害農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等が図られるよう、被害の実情に即し適切な指導を行うものとする。

第4節 災害補償制度

農業共済等の災害補償制度において、迅速に損害評価や事故確認を実施し、共済金及び保険金を早期に支払うよう指導するものとする。

## 第4編 火山災害対策編

### 第1章 災害予防

#### 第1節 危機管理体制の整備

##### 1 火山災害時における非常参集体制等の整備

火山災害時において迅速かつ適切な災害応急対策に資するため、気象庁が発表する噴火警報等の情報を収集するとともに、非常連絡網及び非常参集体制を整備するものとする。

また、携帯電話、衛星通信システム等災害時の非常連絡に有効な通信手段の確保を図るものとする。

なお、農林水産省の施設等機関及び地方支分部局の相互連絡体制及び協力体制については、これらの機関が地域ごとに組織する防災連絡会議において整備するものとし、農林水産大臣は、必要に応じて農林水産省の所管する別記7の独立行政法人に対して防災連絡会議への参画について協力を要請し、当該独立行政法人を含む相互連絡体制及び協力体制を整備するものとする。

##### 2 防災教育等の推進

###### (1) 防災に関する講習等の実施

火山災害業務に従事する職員に対して防災上必要な知識及び技能の向上を図るため関係法令、実務等に関する講習会等の実施及びその指導を行うものとする。

また、土砂災害危険箇所等の危険性を判定する技術の向上に努めるとともに、火山噴火、火山性地震、その後の降雨等による土砂災害の防止体制を整備するものとする。

###### (2) 防災知識の普及

展示会、各種の行事、印刷物の配布等により火山災害対策について知識の普及を図るとともに、農林漁業関係普及組織、農林水産業に係る関係団体等を活用して農林漁家及び一般住民への防災知識の普及を図るものとする。

##### 3 防災訓練の実施

火山災害対策が迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関と連携し、防災訓練を実施するものとする。

また、毎年都道府県等が実施する総合的な防災訓練の一環として、ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備を実施するものとする。

#### 第2節 防災に関する試験研究及び調査の推進

農林水産業の火山災害予防対策の計画的かつ効果的な推進を図るため、農作物災害防止に関する調査、農業用施設の安全性、農用地の保全等に関する試験研究及び調査を実施するものとする。

また、農林水産大臣は、必要に応じて農林水産省の所管する別記2の独立行政法人に対して上記防災に関する試験研究等を要請するものとする。

なお、農林水産関係施設が被災した場合、その管理者は被災原因の分析や資料の収集を行い、防災対策に反映させるよう努めるものとする。

#### 第3節 山地災害防止対策

山地災害の発生を防止するため、山地災害危険地区等における治山施設、地すべり防止施設等の整備の推進を図るとともに、雨量計、各種センサー等

の設置を行うほか、山地災害危険地区の住民への周知を図るものとする。

また、集落周辺における森林の整備及びその適切な管理の徹底、荒廃地の復旧等総合的な山地災害危険地対策を推進するものとする。

#### 第4節 防災施設等に係る対応

##### 1 農地防災施設等の管理

農地防災施設、農業水利施設等の管理については、農林水産省及び都道府県が、各管理主体に防災上考慮すべき事項について指導し、管理の徹底を図るものとする。

##### 2 防災営農対策等

活動火山周辺地域においては、農作物等の降灰等による被害を防止するため、防災営農施設整備計画等に基づき防災営農対策事業等を総合的に推進するものとする。

#### 第5節 種子等の備蓄

##### 1 稲、麦種子等の備蓄等

農林水産省は、災害による稲、麦種子の不足に対処するため、全国の主要な採種地に設置した種子センター附属の低温貯蔵庫等において、稲、麦種子を備蓄すること等により、再生産に必要な種子の確保が図られるよう都道府県及び関係団体に助言するものとする。

また、種馬鈴しょ及び雑穀の種子について農林水産省の所管する独立行政法人種苗管理センターにおいて備蓄を行うことにより、種子等の確保が図られるよう助言するものとする。

##### 2 飼料穀物の備蓄

農林水産省は、災害の発生時における家畜への円滑な飼料供給が確保されるよう、主要な飼料穀物の備蓄を行うものとする。

#### 第6節 火山災害時における食料の調達・供給

応急用食料の調達・供給については、必要に応じ、第2編第1章第5節を準用するものとする。

#### 第7節 避難地・避難路の確保と整備

火山災害発生時に車両通行の円滑化のための農道等の整備や、避難地として活用しうる広場、公園等の確保と整備を図るものとする。

#### 第8節 災害補償制度への加入促進の推進

農業者等の被災による損失を補てんし、経営の安定を図るため、農業共済、森林保険、漁業共済、漁船保険への加入を促進するよう、関係団体等を指導するものとする。

### 第2章 災害応急対策

#### 第1節 火山災害応急体制の確立

迅速かつ適切な災害応急対策を実施するため、非常参集を行い、災害応急体制の確立を図るものとする。

## 第2節 火山災害に関する情報の収集、報告等

### 1 農林水産業に係る被害状況に関する情報収集及び報告

火山災害が発生した場合には、農林水産省の各局庁は、農林水産業関係の被害状況等に関する情報を収集し、災害担当部局に速やかに報告するものとする。

また、災害担当部局は、必要に応じ、被害の第1次情報を速やかに官邸（内閣官房）に連絡するものとする。

なお、地方農政局長等は、次により報告を行うものとする。

- (1) 地方農政局長は、管内都府県の農業に関する被害状況、災害対策の実施に必要な参考事項等について災害担当部局に速やかに報告する。
- (2) 地方農政局長、北海道農政事務所長、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長及び沖縄総合事務局長は、作物統計調査規則（昭和46年農林省令第40号）等に基づき農作物等の被害調査結果を災害担当部局に報告する。
- (3) 森林管理局長及び森林技術総合研修所長は、所管の林野及び施設等について、被害状況、災害対策の実施に必要な参考事項等について災害担当部局に速やかに報告する。

### 2 応急用食料等の確保に関する情報収集及び報告

火山災害が発生した場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、地方農政局長、北海道農政事務所長、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長及び沖縄総合事務局長は、都道府県と十分連絡を取りつつ、応急用食料等の需給状況及び供給必要量を、調達・供給開始後はその状況について速やかに災害担当部局に報告するものとする。

なお、一の道県に複数の地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターが存する場合は、窓口となる地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターをあらかじめ指定するものとする。

### 3 職員及び施設に関する被災状況の把握

農林水産省の職員及びその家族の被災状況を把握し、災害応急対策を推進するための体制整備を図るものとする。

また、農林水産省の所管する施設の被災状況を把握し、施設及び機能の保全に努め、災害応急対策の推進に資するものとする。

### 4 火山災害に関する情報連絡及び広報

農林水産省は、火山災害に関する情報を取りまとめ、必要に応じ、官邸（内閣官房）、内閣府、関係省庁、非常本部等に連絡するものとする。

また、農林水産業関係被害の状況、応急対策の措置状況等については、報道機関等を通じて広報を行うものとする。

## 第3節 関係施設の応急復旧及び二次災害防止対策

### 1 農林水産関係施設等に係る二次災害の防止対策

農林水産関係施設等に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を緊急に実施するとともに、必要に応じ、管理施設等の緊急整備を行うものとする。

また、二次的な山地災害のおそれのある荒廃林地について、関係住民に周知を図り、不安定な土砂の除去、防護柵の設置等の応急対策を実施するほか、

倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ、その除去等応急対策を講じるものとする。

さらに、農林水産関係施設、山地災害危険地区等の危険度を判定し、応急対策等の指導を行う専門技術者の早期現地派遣等二次災害の防止体制の整備を推進するものとする。

## 2 農林水産業に関する被害対策

火山活動による降灰や降雪期における土石流等及び強度の酸性水等による著しい河川の水質の汚濁により農林水産業に被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

## 3 被災者の生活等のために必要な施設の点検、応急復旧等

被災者の生活の維持のために必要な集落排水処理施設、営農飲雑用水、災害時に取水することができるよう緊急的利用に備えて整備された農業用排水等の施設の点検、応急復旧等を緊急に実施するものとする。

## 4 緊急輸送の確保等のために必要な施設の点検、応急復旧等

漁港管理者は、その管理する漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物除去等に努めるものとする。

また、漁港施設について、緊急避難等のための機能及び安全性の点検、被害状況の把握、海上緊急輸送の確保のための応急復旧等を行うものとする。

# 第4節 農業に係る被害の拡大防止対策

## 1 稲、麦種子等の供給

火山災害に伴い、稲、麦種子、種馬鈴しょ、雑穀及び主要野菜の種子その他営農上必要な資材の供給が不足し、又は不足することが見込まれる場合には、農林水産省は、地域間の調整を図りつつ、都道府県及び関係団体を通じ、備蓄種子等を活用して円滑な供給が図られるよう必要な助言及び指導を行うものとする。

## 2 飼料の供給

農林水産省の所有する輸入飼料用麦及び飼料穀物備蓄計画に基づき備蓄している飼料穀物を、必要に応じ、災害対策用として供給するものとする。

また、それ以外の飼料の供給につき関係団体に対し必要な指導を行うものとする。

# 第5節 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策

## 1 応急用食料の調達・供給

応急用食料の調達・供給については、必要に応じ、第2編第2章第5節を準用するものとする。

## 2 災害復旧用材の調達・供給

火山災害が発生した場合において災害復旧用材を迅速かつ円滑に供給する必要が生じたとき、林野庁は、被災地域及び全国の木材需給動向を把握し、必要に応じ、関係団体等に用材等の供給の要請等を行うとともに、関係省庁等に緊急輸送の要請を行うものとする。

# 第6節 その他の対策

## 1 土地改良機械の現況の把握及びその緊急使用

農林水産省の保有する土地改良機械の所在地、台数及び整備の状況を常時把握するとともに、災害が発生し、応急復旧に当たって機械の導入が必要と認めるときは、直ちに被災地における機械の必要台数、全国の転用可能台数等を調査し、必要に応じ、地方農政局間における管理換、地方公共団体に対する貸付け等の措置を講じるものとする。

## 2 技術者の現況の把握及びその動員

災害応急対策又は災害復旧に必要な土木、機械等についての知識又は経験を有する技術者又は技能者の職員数及びその配置状況並びにこれらの者の技術、知識又は経験の程度を常時把握するとともに、災害が発生した場合は、状況に応じ、応援派遣する等必要な措置を講じるものとする。

## 3 食料等の需給及び価格に関する点検指導

農林水産省は、火山災害に伴い主要な食料の価格が高騰するような状況が発生し、又は発生するおそれがある場合には、小売店の巡回点検を行って食料の需給・価格等の動向を把握し、これらに異常が認められる場合には、生産者団体に緊急出荷を要請する等所要の措置を講じるものとする。

また、地方公共団体は、地域防災計画に従い、国と連携し、特に被災地及びその周辺地域における食料等の生活関連物資の需給状況及び価格の動向を、さらに、買い占め、売り惜しみが生じないよう監視・調査し、火山災害時におけるこれらの物資の需給及び価格の安定を図るものとする。

## 4 消費者相談の実施

地方農政局長、北海道農政事務所長、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長及び沖縄総合事務局長は、必要に応じ、食料の円滑な供給の確保、価格の動向等に資する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置するものとする。

また、農林水産大臣は、必要に応じて独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長に対してその緊急相談窓口の設置を要請するものとする。

## 5 ボランティアの活用

必要に応じて地域住民やボランティア活動の支援を受けるものとするが、その場合、安全管理、活動環境の整備等を図るものとする。

# 第3章 災害復旧計画

国土の保全、農林水産業の災害復旧等を図るため、公共土木施設及び農林水産業施設の災害復旧事業を推進するとともに、災害復旧及び再生産の維持等に必要な措置を迅速かつ適切に講じるものとする。

## 第1節 災害復旧事業の種類

災害復旧計画は、次に掲げる施設の復旧について定めるものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に規定する海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港
- 2 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に規定する農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設
- 3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に規定する公共土木施設、農地、農業用施設、林道、共同利用施設、開拓者等の施設、水産動植物の養殖施設、堆積土砂の排除、湛水排

- 除、共同利用小型漁船、樹木
- 4 土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する国及び国から委任を受けた都道府県が施工している又は施工の完了した農業用施設
  - 5 1から4に掲げるもののほか、法令又は予算により当該施設に係る災害復旧事業費又は災害関連事業費につき国が負担し又は補助する施設

## 第2節 災害復旧の実施方針

### 1 査定の早期実施

火山災害発生後できる限り速やかに査定を実施して事業費を決定するものとし、公共土木施設及び農地、農業用施設等について特に必要がある場合には応急工事等の事前協議を実施するものとする。

### 2 災害復旧の促進

公共土木施設災害復旧事業の施工は、直轄事業についてはおおむね2箇年以内、補助事業については3箇年以内に、農地、農業用施設等の災害復旧事業の施工は、直轄事業についてはおおむね2箇年以内、補助事業については緊急に復旧を要する事業にあつては2箇年以内、その他の事業にあつては3箇年以内に完了するよう必要な措置を講じるものとする。

なお、共同利用施設及びその他の施設の復旧事業については、原則として単年度で復旧するよう必要な措置を講じるものとする。

### 3 再度災害の防止

公共土木施設、農地、農業用施設等の復旧に当たり、災害復旧事業と併せて施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるもの及び災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又は地すべり地については、災害関連事業を実施する等再度災害の防止に必要な措置を講じるものとする。

## 第3節 災害金融

### 1 株式会社日本政策金融公庫による融資等

農林水産業施設等の災害復旧資金及び被害農林漁業者の経営の維持安定に必要な農林漁業セーフティネット資金について円滑な融通がなされるよう株式会社日本政策金融公庫に対し、適切な指導を行うものとする。

また、株式会社日本政策金融公庫が行う危機対応円滑化業務等の実施について適切な指導を行うものとする。

### 2 経営資金等の融通

農林水産物等の被害が著しくかつその国民経済に及ぼす影響が大である場合においては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）を適用して被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通の措置を講じるものとする。

### 3 農林漁業団体に対する指導

火山災害時において被害農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等が図られるよう、被害の実情に即し適切な指導を行うものとする。

## 第4節 災害補償制度

農業共済等の災害補償制度において、迅速に損害評価や事故確認を実施し、

共済金及び保険金を早期に支払うよう指導するものとする。

## 第5編 海上油等汚染災害対策編

### 第1章 災害予防

#### 第1節 危機管理体制の整備

##### 1 海上油等汚染災害時における非常参集体制等の整備

海上における油等（油、有害液体物質、危険物その他の物質をいう。以下同じ。）による汚染災害時において迅速かつ適切な災害応急対策に資するため、非常連絡網及び非常参集体制を整備するものとする。

また、海上油等汚染災害時における関係機関、団体等の連絡体制を整備するとともに、携帯電話、衛星通信システム等災害時の非常連絡に有効な通信手段の確保を図るものとする。

なお、農林水産大臣は、必要に応じて、独立行政法人水産総合研究センターに対して、水産庁における関係連絡会議への参画について協力を要請するものとする。

##### 2 防災教育等の推進

###### (1) 海上油等汚染災害に関する講習等の実施

海上油等汚染災害に関する業務に従事する職員に対して防災上必要な知識及び技能の向上を図るため関係法令、油等防除に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

水産庁は、漁場油汚染被害の軽減及び油汚染の処理について、現場での速やかな対応ができる防除指導者を養成することを目的として、関係団体と連携して油汚染防除指導者養成講習会等を行うものとする。

###### (2) 海上油等汚染災害に関する知識の普及

展示会、各種の行事、印刷物の配布等により海上油等汚染災害対策に関する知識の普及を図るとともに、農林水産関係団体等を活用して漁家等の油等汚染に関する知識の普及を図るものとする。

##### 3 防災訓練の実施

海上油等汚染災害対策が迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関と連携し、防災訓練を実施するものとする。

#### 第2節 海上油等汚染災害に関する試験研究及び調査の推進

水産業の油等汚染災害対策の計画的かつ効果的な推進を図るため、油等汚染による漁場環境及び漁場資源への影響並びに排出油等が沿岸・沖合生態系に及ぼす中・長期的影響の解明に関する調査研究、油濁の処理技術等に関する研究を実施するものとする。

また、農林水産大臣は、必要に応じて農林水産省の所管する別記3の独立行政法人に対して上記防災に関する試験研究等を要請するものとする。

#### 第3節 海上油等汚染災害対策等の実施

油等汚染災害の発生を防止又は軽減するため、各海域ごとの自然的・社会的・経済的諸情報を収集・整理し、情報を共有化するとともに、情報図等の内容を充実させ、関係行政機関等で有効活用できる体制を整備するものとする。

また、油等の回収等が円滑かつ適切に実施できるよう体制の整備を図るものとする。

#### 第4節 油等防除資機材の保有状況の把握

水産庁は、都道府県及び関係団体等における油等防除資機材の保有状況を把握し、被災した都道府県等に対し油等防除資機材の保有状況の情報を提供するものとする。

### 第2章 災害応急対策

#### 第1節 海上油等汚染災害応急体制の確立

迅速かつ適切な海上油等汚染災害応急対策を実施するため、非常参集を行い、災害応急体制の確立を図るものとする。

#### 第2節 海上油等汚染災害に関する情報の収集、報告及び広報

海上油等汚染災害が発生した場合、その応急対策を迅速に行うため、油等の流出量、漁業被害の発生状況等の情報を収集し、速やかに災害担当部局に報告するものとする。

災害担当部局は、必要に応じ、直ちに内閣情報調査室その他関係省庁へ海上油等汚染災害の発生を報告するとともに、事態の推移及び対処の状況についても適時報告するものとする。また、内閣危機管理監が主宰する緊急参集チームへの要員派遣等政府の初動対処への対応を行うものとする。

農林水産省は、海上油等汚染災害に関する情報をとりまとめ、必要に応じ官邸（内閣官房）、海上保安庁、関係省庁、非常本部等に連絡するものとする。

また、災害の状況、応急対策の措置状況等については、報道機関等を通じて広報を行うものとする。

#### 第3節 海上油等汚染災害応急対策の実施

海上油等汚染災害が発生した場合、水産庁は、必要に応じ次のとおり災害応急対策を実施するものとする。

- 1 海上油等汚染状況の把握等のため、関係機関と十分な連携を確保するとともに必要に応じて担当官を派遣するものとする。
- 2 関係都道府県等を含めた対策協議会を設置し、情報交換及び対応策の検討を行うものとする。
- 3 水産庁の所属船舶により、関係機関と連携をとりつつ流出油等の漂流状況を把握し、状況に対応した操業等が行えるよう情報の提供を行うものとする。
- 4 必要に応じて地域住民やボランティア活動の支援を受けるものとするが、その場合、安全管理及び活動環境の整備・調整を図るものとする。

### 第3章 災害復旧計画

#### 第1節 海岸環境、漁業資源復活への対応

漁場の整備、沿岸域の環境保全、水産物の流通支援等水産関連事業、漁港・海岸等の災害復旧事業を推進することとし、そのために水産庁は次のことを行うものとする。

- 1 必要に応じて関係省庁と連携し、海上油等汚染災害による水産資源への影響調査を実施するものとする。
- 2 漁業経営の安定、漁場の再生等を行うため、必要に応じ、担当官を派遣して海上油等汚染災害被災地の現状調査、要望の聴取等を行うものとする。

## 第2節 安全な水産物の供給についての指導等

水産庁は、油等の付着の有無に関する検査（視覚、嗅覚等による官能検査）の実施等について、関係団体等を指導するものとする。

また、関係機関等と連携し、油等汚染災害周辺地域の水産物等の安全性の確認を行い、安全な水産物の供給を指導するとともに、安全性への懸念による水産物の流通消費上の混乱の防止を図るため、安全性の確認に関する実施状況とその結果について発表するものとする。

- 1 水産庁及び地方公共団体は、油等汚染災害周辺地域の水産物等の安全性の広報を踏まえ、流通上の適切な対応につき、関係団体を指導するものとする。
- 2 水産庁は、安全性への懸念による水産物の流通消費上の混乱の防止を図るため、油等汚染災害周辺地域の水産物等の安全性の広報の実施にあたっては、関係省庁とも連携しつつ、テレビ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット等を積極的に活用するものとする。
- 3 水産庁は、必要に応じ、油等汚染災害周辺地域の水産物等の安全性に関する情報を消費者に提供するための緊急相談窓口を設置するものとする。

## 第3節 漁業者等の被害実態把握と経済支援等

### 1 漁業者等の被害実態状況に関する情報収集及び報告

水産庁は、漁業者等に係る被害実態等に関する情報を関係団体等を通じ、収集するものとする。

### 2 被害漁業者等に対する金融措置

水産庁は、被害の実情に即し、漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等の貸付条件の緩和について、関係金融機関等への要請を行うものとする。

## 第6編 原子力災害対策編

### 第1章 災害予防

#### 第1節 危機管理体制の整備

##### 1 原子力災害時における非常参集体制等の整備

原子力災害（原子力艦の原子力災害を含む。以下同じ。）時において迅速かつ適切な災害応急対策に資するため、非常連絡網及び非常参集体制を整備するものとする。

また、携帯電話、衛星通信システム等災害時の非常連絡用に有効な通信手段の確保を図るものとする。

なお、農林水産省の施設等機関及び地方支分部局の相互連絡体制及び協力体制については、これらの機関が地域ごとに組織する防災連絡会議において整備するものとし、農林水産大臣は、必要に応じて農林水産省の所管する別記4の独立行政法人に対して防災連絡会議への参画について協力を要請し、当該独立行政法人を含む相互連絡体制及び協力体制を整備するものとする。

##### 2 避難拠点の整備

原子力発電施設等立地地域において住民の生活の安全の確保を図るため、避難拠点となる漁港の道路、岸壁等を緊急に整備するものとする。

##### 3 防災教育等の推進

###### (1) 原子力災害に関する講習等の実施

原子力災害に関する業務に従事する職員に対して防災上必要な知識及び技能の向上を図るため関係法令、実務等に関する講習会等の実施及びその指導を行うものとする。

###### (2) 防災知識の普及

展示会、各種の行事、印刷物の配布等の措置を講ずるほか、農林漁業関係普及組織、農林水産業に係る関係団体等を活用して農林漁家及び一般住民へ原子力災害時の対応について知識の普及を図るものとする。

##### 4 防災訓練への協力

原子力災害対策が迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関と連携し、防災訓練に積極的に協力するものとする。

##### 5 原子力災害時における情報収集体制の整備及びその周知等

原子力災害時の情報収集体制の整備、関係機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。

また、水産庁は独立行政法人水産総合研究センターと連携し、文部科学省が行う原子力艦の寄港する港湾等における放射能水準の調査について、協力するものとする。

#### 第2節 原子力災害時における食料の調達・供給体制の整備

応急用食料の調達・供給については、必要に応じ、第2編第1章第5節を準用するものとする。

### 第2章 災害応急対策

#### 第1節 原子力災害応急体制の確立

##### 1 非常参集

迅速かつ適切な原子力災害応急対策を実施するため、特定事象発生情報の連絡を受けた場合、非常参集を行い、原子力災害応急体制の確立を図るもの

とする。

## 2 農林水産省原子力災害対策本部の設置

原子力災害対策本部の設置と同時に、別に定めるところにより農林水産省原子力災害対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を設置するとともに、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部に関係職員を派遣し、迅速かつ適切な原子力災害応急対策の実施に備えるものとする。

## 3 地方農政局原子力災害対策本部の設置

農林水産省対策本部の設置と同時に、別に定めるところにより地方農政局原子力災害対策本部（以下「地方農政局対策本部」という。）を設置し、迅速かつ適切な原子力災害応急対策の実施に備えるものとする。

## 第2節 原子力災害に関する情報の収集、報告等

### 1 農林水産業への影響等に関する情報収集及び報告

農林水産省対策本部は、原子力災害対策本部及び関係省庁等と緊密な連携を保ち、原子力災害に関する情報収集を迅速かつ的確に行うとともに、農林水産省の各局庁は、農林水産業への影響等に関する情報を収集し、農林水産省対策本部に速やかに報告するものとする。

なお、地方農政局対策本部等は、次により報告を行うものとする。

- (1) 地方農政局対策本部は、原子力災害発生都府県及び周辺都道府県の農林水産業に関する影響及び原子力災害対策の実施に必要な参考事項等を収集し、農林水産省対策本部に速やかに報告する。
- (2) 北海道農政事務所長、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長及び沖縄総合事務局長は、所管の施設等について、原子力災害による影響及び原子力災害対策の実施に必要な参考事項等について農林水産省対策本部に速やかに報告する。
- (3) 森林管理局長及び森林技術総合研修所長は、所管の林野及び施設等について、原子力災害による影響及び原子力災害対策の実施に必要な参考事項等について農林水産省対策本部に速やかに報告する。

### 2 応急用食料等の確保に関する情報収集及び報告

原子力災害が発生した場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、地方農政局長、北海道農政事務所長、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長及び沖縄総合事務局長は、都道府県と十分連絡を取りつつ、応急用食料等の需給状況及び供給必要量を、また、調達・供給開始後はその状況を速やかに農林水産省対策本部に報告するものとする。

なお、一の道県に複数の地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターが存する場合は、窓口となる地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターをあらかじめ指定するものとする。

### 3 職員及び施設に関する被災状況の把握

農林水産省の職員及びその家族の被災状況を把握し、原子力災害応急対策を推進するための体制整備を図るものとする。

また、農林水産省の所管する施設の被災状況を把握し、施設及び機能の保全に努め、原子力災害応急対策の推進に資するものとする。

### 4 原子力災害に関する情報連絡及び広報

農林水産省対策本部は、農林水産業に係る原子力災害に関する情報を取り

まとめ、必要に応じ、官邸（内閣官房）、内閣府、関係省庁、原子力災害対策本部等に連絡するものとする。

また、農林水産物の安全性の確認の状況等の情報については、報道機関等を通じて広報を行うものとする。

### 第3節 被災地周辺地域の農林水産物等に係る緊急措置の実施

地方公共団体は、国と密接な連携を保ちつつ、原子力災害に伴い周辺の農林水産物への放射性物質等の影響が懸念される状況が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被災地周辺地域の農林水産物の出荷の自粛等の措置について、生産者団体等に要請する等所要の措置を講ずるものとする。

### 第4節 農林水産物等の安全性の確認

#### 1 農林水産物等の安全性確認体制の確立

農林水産省対策本部は、被災地周辺地域の農林水産物等の安全性の確認に当たり、厚生労働省との連絡体制を確立し、厚生労働省の農林水産物等の安全性の評価を行う専門家組織（以下「安全性評価組織」という。）との情報連絡等を密に行うものとする。

#### 2 農林水産物等の安全性確認のための調査への助言及び協力

- (1) 農林水産省対策本部は、都道府県が実施する農林水産物等の安全性確認のためのサンプリング調査に対し、安全性評価組織の意見等に基づき、必要に応じて助言を行うものとする。
- (2) 農林水産省対策本部は、都道府県から分析の実施協力、専門家の派遣等の要請があった場合には、農林水産大臣から農林水産省の所管する別記5の独立行政法人に対して協力を要請するものとし、当該独立行政法人との連絡調整を図り、協力するものとする。
- (3) 農林水産大臣から要請を受け、地方公共団体から依頼された検体の分析を実施した農林水産省の所管する独立行政法人は、分析結果を速やかに地方公共団体へ報告するとともに、農林水産省対策本部に報告するものとする。

また、農林水産省対策本部は、都道府県が自ら実施した分析結果について速やかに提供が受けられるよう求めるものとする。

#### 3 被災地周辺農林水産物等の安全性の確認

- (1) 農林水産省対策本部は、農林水産省の所管する別記5の独立行政法人又は都道府県から分析結果の報告を受けた場合、速やかに厚生労働省を通じて安全性評価組織に報告し、厚生労働省に対し安全性について意見を求めるものとする。
- (2) 農林水産省対策本部は、被災地周辺農林水産物等の安全性が確認された場合、厚生労働省と連携し、速やかに原子力災害対策本部及び都道府県に報告するものとする。

### 第5節 応急用食料等の調達・供給対策

応急用食料等の調達・供給については、必要に応じ、第2編第2章第5節を準用するものとする。

### 第6節 海外からの支援の受入れ

海外からの支援の受入れについては、必要に応じ、第2編第2章第6節を準用するものとする。

### 第3章 災害復旧計画

#### 第1節 安全な農林水産物の供給についての広報等

##### 1 被災地周辺地域の農林水産物等の安全性の広報の実施

農林水産省は、安全性への懸念による農林水産物の流通消費上の混乱の防止を図るため、被災地周辺地域の農林水産物等の安全性が確認された後は、速やかに広くかつ継続的に安全性について広報するものとする。

- (1) 農林水産省は、被災地周辺地域の農林水産物等の安全性の広報を踏まえ、流通上の適切な対応につき、関係団体を指導するものとする。
- (2) 農林水産省は、安全性の広報にあたっては、関係省庁とも連携しつつ、テレビ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット等を積極的に活用するものとする。

##### 2 消費者相談の実施

地方農政局長、北海道農政事務所長、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長及び沖縄総合事務局長は、必要に応じ、被災地周辺地域の農林水産物等の安全性に関する情報を消費者に提供するための緊急相談窓口を設置するものとする。

また、農林水産大臣は、必要に応じて独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長に対してその緊急相談窓口の設置を要請するものとする。

#### 第2節 農林漁業者等の被害実態に関する情報収集

農林水産省の各局庁は、原子力災害による農林漁業者等の被害実態を関係団体等を通じて把握するものとする。

#### 第3節 災害金融

##### 1 株式会社日本政策金融公庫による融資等

農林水産業施設等の災害復旧資金及び被害農林漁業者の経営の維持安定に必要な農林漁業セーフティネット資金について円滑な融通がなされるよう株式会社日本政策金融公庫に対し、適切な指導を行うものとする。

また、株式会社日本政策金融公庫が行う危機対応円滑化業務等の実施について適切な指導を行うものとする。

##### 2 農林漁業団体に対する指導

原子力災害時において被害農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等が図られるよう、被害の実情に即し適切な指導を行うものとする。

#### 第4節 食料等の需給及び価格に関する点検指導

農林水産省は、原子力災害に伴い主要な食料の価格が高騰するような状況が発生し、又は発生するおそれがある場合には、小売店の巡回点検を行って食料の需給・価格等の動向を把握し、これらに異常が認められる場合には、生産者団体に緊急出荷を要請する等所要の措置を講ずるものとする。

また、地方公共団体は、地域防災計画に従い、国と連携し、特に被災地及

びその周辺地域における食料等の生活関連物資の需給状況及び価格の動向を、さらに、買い占め、売り惜しみが生じないよう監視・調査し、原子力災害時におけるこれらの物資の需給及び価格の安定を図るものとする。

## 第7編 林野火災対策編

### 第1章 林野火災予防

#### 第1節 林野火災予防対策の推進

##### 1 災害時における非常参集体制の整備

林野火災発生時において迅速かつ適切な災害応急対策に資するため、非常連絡網及び非常参集体制を整備するものとする。

##### 2 林野火災予防施設の管理等

林野火災を予防し、又は林野火災が発生した場合の迅速な応急対策を推進するため、火災予防関係施設等の点検整備、防火、初動対応等のマニュアルの整備、実情に応じて関係機関と連携しながら行う防災訓練、防災教育等を実施するものとする。

##### 3 林野火災予防等に関する調査、研究等の推進

林野火災予防対策や延焼拡大防止対策等に関し、必要に応じて研究機関等と連携して調査及び試験研究を推進するものとする。

また、農林水産大臣は、必要に応じて農林水産省の所管する別記6の独立行政法人に対して上記防災に関する試験研究等を要請するものとする。

##### 4 全国山火事予防運動の実施

消防庁、地方公共団体等の関係機関の協力を得て、林野火災発生の危険性の高い時期に全国山火事予防運動を実施し、林業関係者及び林野周辺住民に加え都市住民に対しても広く林野火災の予防を呼びかけるものとする。

##### 5 林野火災予防対策の実施

地方公共団体、消防機関、地域住民、森林所有者等からなる消防組織等との連携・協力体制の下で、特に林野火災の発生の危険性の高い時期及び人家、公共施設等に被害を及ぼすことが懸念される地域に十分留意して林野火災対策に係る総合的な予防対策を講じるものとする。

この場合、特に、次の事項について重点を置くものとする。

- (1) 森林保全巡視は林野火災の予防にも配慮し、特に乾燥、強風等の気象条件、入林者の多い時期、箇所等を考慮して効率的に実施するものとする。
- (2) 森林及びその周辺での火入れを行う者に対し、火入れ許可を必ず受けるよう徹底を図るものとする。
- (3) 防火線、防火樹林帯、防火林道等の整備に努めるものとする。

#### 第2節 森林保険制度への加入促進の推進

被災による損失を補てんし、林業経営の安定等に資するため、森林国営保険及び森林災害共済の森林保険制度への加入を促進するよう指導するものとする。

### 第2章 災害応急対策

#### 第1節 林野火災応急体制の確立

迅速かつ適切な林野火災応急対策を実施するため、非常参集を行い、災害応急体制の確立を図るものとする。

#### 第2節 林野火災に関する情報の収集、報告及び広報

林野火災が発生した場合には、災害の状況等に関する情報を収集・把握し、速やかに災害担当部局に報告するものとする。

災害担当部局は、必要に応じ、被害の第1次情報を速やかに官邸（内閣官房）に連絡するものとする。

農林水産省は、林野火災に関する情報をとりまとめ、必要に応じ、官邸（内閣官房）、消防庁、関係省庁、非常本部等に報告するものとする。

また、火災被害の状況等については、報道機関等を通じて広報を行うものとする。

### 第3節 林野火災の応急対策の実施

- 1 林野火災の状況に応じて森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。
- 2 直接消火やその支援活動に当たる消防機関、地元地方公共団体等に対して、森林の状況等に関する情報の提供等現地の実情に応じた協力を努めるものとする。
- 3 必要に応じて地域住民やボランティア活動の支援を受けるものとするが、その場合、安全管理、活動環境の整備・調整を図るものとする。

### 第4節 二次災害防止対策

降雨等による二次的な山地災害のおそれのある荒廃林地については、関係住民に周知を図り、不安定な土砂及び被害木の除去、防護柵の設置等の応急対策を講じるものとする。

さらに、山地災害危険地等の危険性を判定し、応急対策等の指導を行う専門技術者の現地派遣等二次災害の防止体制の整備を推進するものとする。

## 第3章 災害復旧計画

### 第1節 災害復旧計画

- 1 森林復旧対策については、地方公共団体等と調整を図り、迅速かつ適切な森林復旧を図るものとする。
- 2 必要に応じて専門家の協力を得ながら林野火災の発生形態等の究明を行い、林野火災に強い森林の復旧・造成に努め、再発の防止を図るものとする。

### 第2節 災害金融

#### 1 株式会社日本政策金融公庫による融資等

農林水産業施設等の災害復旧資金及び被害農林漁業者の経営の維持安定に必要な農林漁業セーフティネット資金について円滑な融通がなされるよう株式会社日本政策金融公庫に対し、適切な指導を行うものとする。

また、株式会社日本政策金融公庫が行う危機対応円滑化業務等の実施について適切な指導を行うものとする。

#### 2 農林漁業団体に対する指導

災害時において被害農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等が図られるよう、被害の実情に即し適切な指導を行うものとする。

### 第3節 森林保険制度

森林国営保険及び森林災害共済において、迅速に損害評価や事故確認を実

施し、保険金及び共済金を早期に支払うよう指導するものとする。

## 第8編 その他の災害及び事故災害対策編

本編は、第2編から第6編に記述された災害以外の農林水産業に関する災害及び所管業種の事業場等での事故による災害（以下「事故災害」という。）の対策編として、これらの災害に共通する事項を定める。

### 第1章 災害予防

#### 第1節 危機管理体制の整備

##### 1 災害時における非常参集体制等の整備

災害時において迅速かつ適切な災害応急対策に資するため、非常連絡網及び非常参集体制を整備するものとする。

##### 2 災害時における情報収集体制等の整備及びその周知等

災害時の情報収集体制の整備、関係機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。

また、必要に応じ、災害防止及び応急対策を含めた災害対策マニュアルの作成、災害対策用資機材の整備を行うとともに、対応策について関係者に周知徹底するものとする。

#### 第2節 防災教育等の推進

防災業務に従事する職員に対して必要な関係法令、講習会等の実施及びその指導を行うものとする。

また、必要に応じ災害防止に関する専門的な知識の習得、災害発生時における迅速かつ適切な対応策についての研修等を実施するものとする。

#### 第3節 災害防止等に関する調査研究等の推進

災害防止対策や被害範囲の予測等に関し、調査及び試験研究を行うものとし、必要に応じて地方公共団体等と連携して実施するものとする。

また、農林水産大臣は、必要に応じて農林水産省の所管する別記2の独立行政法人に対して上記防災に関する試験研究等を要請するものとする。

#### 第4節 災害防止対策の推進

災害を防止し、又は災害が発生した場合において被害の拡大を防止するため、迅速かつ適切な対策を推進するものとする。

特に、事故災害については、所管業種の事業者に対し法令遵守の徹底と安全確保対策として、立入検査を効果的に実施するとともに、以下の事項について取り組むよう指導するものとする。

- 1 安全な作業マニュアルの策定、安全管理に関する専門知識を有する人材の育成、配置、緊急時対応要領のマニュアル化等事業者の組織的な安全管理対策や事故防止対策。
- 2 事故及び異常事態への対応方策についての訓練の充実、安全教育、研修の充実等各種の安全教育の徹底。
- 3 保守点検マニュアルの作成、定期的検査の徹底等検査点検体制の充実強化。

### 第2章 災害応急対策

#### 第1節 災害応急体制の確立

迅速かつ適切な災害応急対策を実施するため、非常参集を行い、災害応急

体制の確立を図るものとする。

## 第2節 災害に関する情報の収集、報告及び広報

災害が発生した場合、その応急対策を迅速に行うため、災害の規模、被害の状況等の情報を収集し、速やかに災害担当部局に報告するものとする。

災害担当部局は、必要に応じ、被害の第1次情報を速やかに官邸（内閣官房）に連絡するものとする。

なお、事故災害の場合は、事業所管部局が中心となって情報の収集にあたるものとする。

農林水産省は、災害に関する情報等を取りまとめ、必要に応じ、官邸（内閣官房）、内閣府、関係省庁、非常本部等に連絡するものとする。

また、災害の状況及び応急対策の措置状況等については、報道機関等を通じて広報を行うものとする。

## 第3節 災害応急対策の実施

災害の状況に応じ、被害の拡大防止のための必要な措置等災害応急対策を講じるものとする。

また、応急復旧を迅速かつ適切に行うため、準備していた災害対策用資機材を活用し、不足する資機材は迅速に調達し得るよう措置するものとする。

更に、必要に応じてボランティア活動の支援を受けるものとするが、その場合、安全管理、活動環境の整備・調整を図るものとする。

## 第3章 災害復旧計画

復旧計画等については、関係機関等と十分協議を行い、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

また、事故災害については原因の究明を行い、再発の防止対策や類似の災害発生防止に努めるものとする。その際、必要に応じて専門家の助言及び指導を受けるものとする。

## 第9編 地域防災計画の作成において重点をおくべき事項

災害対策基本法第37条第1項第2号により、この編を定めるものとする。

地域防災計画は、この計画に準じるとともに、各地域の実情を踏まえ、特に次の事項に留意して作成するものとする。

### 第1章 災害に強い国土と農林水産業に係る基盤の整備

都道府県及び市町村は、災害に強い国土を形成するため、森林整備保全事業計画、社会資本整備重点計画、土地改良長期計画、漁港漁場整備長期計画等の国の長期計画のほか、関係地方公共団体が定める各種整備計画との整合性に留意しつつ、防災上の観点からの緊急度、影響度等を考慮して農林水産関係施設等の計画的な整備を図るものとする。

### 第2章 災害予防

#### 1 危機管理体制の整備

災害時において迅速かつ適切な災害応急対策に資するため、非常連絡網、非常参集体制及び関係機関等との連携について定めるものとする。

#### 2 農林水産業に係る災害の予防

特に災害のひん発する地域については、気象、地形、土性等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壤保全その他の営農指導の実施計画を定めるものとする。

#### 3 応急用食料の調達・供給体制

都道府県及び市町村は、大規模な地震等による災害の発生を想定して、応急用食料の備蓄量、調達方法、輸送方法、輸送経路及び配分方法に関する計画を定めるとともに、住民による自主的な備蓄（3日分程度）の重要性について、普及啓発を図るものとする。

### 第3章 災害応急対策

1 災害情報の把握、関係機関に対する報告、指導についての体制等を定めるものとする。

2 農林水産関係施設等の応急復旧対策及び二次災害防止対策について定めるものとする。

3 応急用食料については、地域ごとの需給状況、供給必要量及び供給可能量の把握、受入れ体制の整備、緊急時における調達方法、輸配送経路及び配分に関する基準等を定めるものとする。

4 緊急輸配送のために必要な農道、漁港施設等の安全点検、輸送拠点の確保のための応急復旧等に関する事項について定めるものとする。

5 病虫害防除所、病虫害防除員等関係機関に対する連絡指導、病虫害防除機具の地域別の保有台数、地域内における調整等の方法を定めるものとする。

6 家畜の防疫対策を迅速かつ適切に行うための体制整備と被災地域の立入検査、消毒等に関する基準等を定めるものとする。

7 食料等の生活関連物資の需給状況及び価格の動向を監視、調査し、これら物資の需給及び価格の安定を図る方法を定めるものとする。

8 漁場油等汚染被害の軽減及び油等汚染の処理について、速やかな対応ができる体制等について定めるものとする。

9 林野火災の状況に応じて、森林被害の拡大防止のための必要な措置及び関係

機関との協力体制について定めるものとする。

#### 第4章 災害復旧

災害復旧計画の策定方針、復旧資機材の調達方法、復旧業者の登録等に関する基準等を定めるものとする。

#### 第5章 地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法第3条第1項の地震防災対策強化地域については、同法第6条第1項の規定に基づき、地震防災に関する対策の強化を図るものとする。

#### 第6章 推進計画

- 1 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の推進地域については、同法第6条第1項の規定に基づき、地震防災に関する対策の強化を図るものとする。
- 2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の推進地域については、同法第6条第1項の規定に基づき、地震防災に関する対策の強化を図るものとする。

別記 1

独立行政法人農林水産消費安全技術センター  
独立行政法人家畜改良センター  
独立行政法人水産大学校

別記 2

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構  
独立行政法人農業環境技術研究所  
独立行政法人森林総合研究所  
独立行政法人水産総合研究センター

別記 3

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構  
独立行政法人水産総合研究センター

別記 4

独立行政法人農林水産消費安全技術センター  
独立行政法人家畜改良センター  
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構  
独立行政法人農業環境技術研究所  
独立行政法人水産総合研究センター

別記 5

独立行政法人農林水産消費安全技術センター  
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構  
独立行政法人農業環境技術研究所  
独立行政法人水産総合研究センター

別記 6

独立行政法人農業環境技術研究所  
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構  
独立行政法人森林総合研究所

別記 7

独立行政法人農林水産消費安全技術センター  
独立行政法人種苗管理センター  
独立行政法人家畜改良センター  
独立行政法人水産大学校